給水装置工事事業者の指定の申請書一覧　（更新申請）

更新の指定には手数料（10,000 円）が必要です。

申請者が「法人」か「個人」かに応じて、下記表中の〇印の書類が必要です。

確認欄	提出書類	法人	個人	備考
□	指定給水装置工事事業者指定申請書 （施行規則様式第 1）	○	○	法人の申請：商業登記されている本店等について記入 個人の申請：住所等は住民票記載地のものを記入
□	機械器具調書（施行規則別表）	○	○	
□	誓約書 （施行規則様式第 2）	○	○	法人の申請：商業登記されている本店等について記入 個人の申請：住所等は住民票記載地のものを記入
□	給水装置工事主任技術者選任届出書 （施行規則様式第 3）	○	○	給水装置工事の事業を行う事業所の住所・代表者等を記入
□	定款	○	－	
□	登記簿の謄本	○	－	発行日より 3 か月以内のもの（原本）コピー不可
□	住民票の写し	－	○	発行日より 3 か月以内のもの（原本）コピー不可
□	給水装置工事主任技術者免状	○	○	コピーを提出
□	指定給水装置工事事業者 業務内容確認書	○	○	給水装置工事の事業を行う事業所の住所・代表者等を記入 記載内容に応じて資格証等（コピー）を添付してください
□	旧の指定証	○	○	前回指定時の指定証の返却をお願いします。
□	郵送での指定証の受取を希望する場合の返信用封筒（指定証を直接受け取りに来る場合は不要）			A4 用紙が折らずに入るサイズの封筒に切手を貼り、送付先を記入したものをご用意してください。
＊手数料納付の連絡先（担当名と電話番号）をお知らせください。				

（更新手続きの流れと手数料が納付できる時間について）

1　申請を受付けます。　　郵送または給水課窓口へ提出してください。

2　受け付けた書類の審査を行います。（1 週間程度）

3　手数料納付の連絡をします。　※申請時に手数料納付の連絡先をお知らせください。

　<u>納付の際には、9 時 40 分から 11 時 30 分、13 時から 15 時 30 分にお越しください。</u>

　この時間でないと、手数料を納付することができません。（庁舎内銀行で納付してください。）

4　指定証交付の事務処理を行います。（1 週間程度）

5　指定証交付の連絡をします。

　（指定証返信用封筒をご用意いただいた場合は指定証を送付します。）

申請窓口　：　東大阪市上下水道局水道施設部水道管理室給水課　（東大阪市水道庁舎地下 1 階）

電　話　：　06－6724－1221（交換手に指定給水工事事業者更新手続担当とお伝えください。）

郵送先　：　〒578-0944　東大阪市若江西新町 1-6-6（更新申請書類在中と明記してください。）